

Title	英国貴族院の改造 (上)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.9 (1919. 9) ,p.1103(1)- 1122(20)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四季用御家庭の御飲料

ブ コロ シー ヒル
 コ シー ツー
 ソー ヒー
 ー

株式會社 カフェーパウリスダ

南鍋町喫店 東京市京橋區南鍋町三ノ一三
 堀留喫店 同 日本橋區堀留町三ノ二
 神田喫店 同 神田區表神保町一
 淺草喫店 同 淺草區表神保町一
 戎橋喫店 同 大坂市南區心齋橋筋戎橋北詰
 三ノ宮喫店 同 神戸市三ノ宮鐵道踏切

三田學會雜誌 第十三卷 第九號

論 說

英國貴族院の改造(上)

占部百太郎

(一)

一九一一年英國は近代絶へて見ざる大政争を賭して英國憲法史上に特筆大書せらる可き國會法を制定し以て貴族院の否認權に大削減を加へた。然しこの國會法制定の直接の目的は貴族院に大多數を制せる統一黨が自由黨政府の政策を事毎に妨害するので同黨が多年の懸案とせる各種の社會政策を始め愛蘭自治案やウェールズ國教廢止案や選舉法改正案等を通過せしめむとするには先づ統一黨

の牙城たる貴族院を突き崩す必要があつたからである。この法律制定の結果、庶民院よりも古き名譽の歴史を有する貴族院は殆ど全く其の権能を剝奪せられて、英國は事實一院制度の國と化し了れりと云はるるに至つたのであるが、英國人は當面の問題に忙殺せられて、貴族院は之を破壊した儘に放置したのであつた。兎角する中、歐洲大戰は勃發して、貴族院改造問題の如きは高閣に束ねられて、復た之を論議する者なきに至つた。所がロイド・ジョージ内閣は Speaker's Conference に依て選舉法改正の定案を獲たるに勢付いて、一九一七年八月プライス卿を會頭とする『貴族院改革評議會』(Conference on the Reform of the Second Chamber)を組織せしめた。この評議會は三十二人の政治家憲法學者等より成り、同年十月二日の開會から爾後六ヶ月を費し、前後四十八回の會議を重ねて、英國貴族院改革に對する定案を獲て、一九一八年四月プライス卿の名を以て宰相ロイド・ジョージに報告したのである。このプライス卿の宰相に宛てた書簡(即ち報告書)は『白書』として公刊せられたが、流石一代の政治學者の手に成つただけであつて、大版廿四頁の小冊子内に於て、能く貴族院改革の意義を盡して居る。(果たしてプライス卿が直ちに筆を執つたかど

うかは分らないが、文章適勁で周匝で、『神聖羅馬帝國』や『亞米利加共和國』の妙味を彷彿せしむるものがある)。「貴族院改革評議會」の報告が果たして英國貴族院改革の基礎案となるや否やは吾人の保證する限りではないが、之に依て英國の各政黨を代表する政治家及び一流の公法學者等の將來の政治觀を伺ふを得ると共に、大戰に連れて一層急激になつた英國のデモクラシーの趨勢を觀察することが出来ると思ふ。左にこの報告書の大要を紹介するは、些かたりとも我が國の政治革新の參考に資すれば足れりと思惟するからである。

(二)

貴族院改革評議會の報告を解説するに方つて、少しく英國に於ける貴族院改革問題の經過を略叙するの要がある。

英國の上下兩院は古來憲法上の権能に就て屢、抗爭の歴史を繰返して居るが、其の抗爭の殊に激烈になり來つたのは、一九〇六年自由黨内閣成立以來の事である。久しく政權に離れて居た自由黨内閣は捲土重來の意氣を以て、多年野に在つて主張して居た内政に對する各般の政策を行はむとの堅き目的を抱いて國會に臨む

だ。所が統一黨が大々の多數を制せる貴族院は劈頭第一に自由黨の本據たる庶民院から回送し來つた教育法案を否決して了つた。それから重複投票廢止法案も酒場法案 (Licensing Bill) も同一の運命に遭遇した。自由黨は折角政局に立つても、一も政策を遂行することが出來ないので、憤慨したけれども、憲法上與へられたる權能を行使する貴族院をば如何ともする事が出來なかつた。此に於てか漸く貴族院改革の聲が朝野の間に響しくなつて來た。勞働黨及び自由黨の過激派 (Radicals) の間に上院廢止の聲さへ揚げられた。而して上院改革を最初に英國議政壇上の問題としたのは、自由黨内閣宰相サー・ヘンリー・カメル・パンナムであつた。彼の提出にかゝる、人民の意志を遂行せむが爲、上院の修正權若くは否決權に制限を加ふ可しとの趣意の決議案は一九〇七年六月二十四日二八五票の多數を以て庶民院を通過した。自由黨政府の此の挑戰的態度に刺戟せられて、貴族院の反對熱は一層昂上して來た。然し上下兩院の鬭争がいよゝゝ激甚に赴いたのは、一九〇九年アスキス内閣の大藏大臣ロイド・ジョージが海軍擴張と勞働者養老年金の資に充當せむが爲破天荒の大豫算案を提出した際からである。多くの富豪貴

族を其の黨員とする統一黨は上院に立籠つて、此の豫算案を以て革命的である社會主義的であると論じて之を否決し去つた。蓋し貴族院が豫算案を否決すると云ふ事は先例がないでもないが、近代には殆どなかつたことで、英國憲法の精神に背いた遺方であつた。是に於てか、自由黨政府は國會を解散して人民の意見を問ふたのであるが、總選舉の結果は政府の勝利に歸した。仍で貴族院も人民の意思に屈從してロイド・ジョージの豫算案を承認するの餘儀なきに至つたのである。

豫算案は通過したけれど、貴族院の否認權にして存在する限り、自由黨政府の提案は其の都度反對を受く可きは云ふ迄もない。上院改革問題は國會の内外に於て、いよゝゝ激しく論議せられた。アスキス内閣も此の問題を解決するの意思をば一九一〇年新國會に與へた國王の勅語の中に表明した。英國の政界は爲に著しく緊張して來た。恰も此際エドワード七世陛下の崩御に會したので、兩大黨は領袖會議に依て妥協を試みたけれど、結局失敗に畢つたので、政局は全然行詰つた。一九一〇年十一月國會は復たも解散せられた。總選舉の結果、自由黨は不充分ながら多數を制したので、愈、貴族院の否認權を制限する法案を國會に提出した。併

し政府は貴族院が之に大々の反對を唱ふ可き事を充分承知して居るので、國王ジョージ五世に奏請して、若し左る場合には國王の憲法上の大權を行使して、貴族院の反對を壓倒するに足るだけ多數の貴族を製造せむとの内諾を得たのであつた。統一黨貴族中にも心ある者は豫てから貴族院自から貴族院の改革を執行せざる可らざることを唱道して居たのである。一九一〇年三月ローズベリイ卿が貴族院に提出して結局同院を通過せしめた決議案中に「貴族の爵位を有するのみにては、今後貴族院に列して投票するの權利與へられざる可し」との主義に於て、上院を改革するの企畫は一部貴族の間に試みられた。然し多數の貴族は大勢に盲目であつた。アスクニス内閣は一九一一年の新國會に萬難を排して上院の否認權を制限する所謂國會法案を通過せしむ可しと宣言し、庶民院は當然通過したが、同法案が貴族院に回送せらるゝや、ハルスブライ伯を首領に戴く所謂 Die Hards 一派の反對は極めて猛烈であつた。近世希れに見る論戰は開かれた。併し内閣は國王の新貴族製造てふ内諾を握つて居るので、貴族院の硬派も結局屈從するの外なかつた。即ち一九一一年八月十八日國會法案は貴族院を通過して法律となつた。

尋でに國會法の大要を述べれば、此の法律は前文と六ヶ條の本文から成つて居るが(一)金錢法案(money bills)にして國會開會の前少なくとも一ヶ月以前に庶民院より貴族院に廻付せられたるときは、若し貴族院が閉會以前に於て修正を加へず其儘之を可決することなければ、同案は直ちに國王の裁可を経て法律となる可し。(二)三會期引續き貴族院に於て可決せられたる金錢法案以外の他の法律案が、若し三會期引續き庶民院を通過したるときは、三度目の貴族院の否決の後國王の裁可を経て法律となる可し。(三)國會の任期を五年と改定する事、以上の三點が其の眼目である。

(三)

國會法の制定は明かに英國に於けるデモクラシーの大勝利であつた。若し此の法律が國會を通過しないで、貴族院が以前の如く否認權を充分に行使したならば、國民保險法案も、ウェールズ國教廢止法案も、愛蘭自治法案も、大戰前に於て法律となる見込はなかつたのである。デモクラシーが滔天の勢を以て英國に彌蔓したのは、勿論世界大戰に因由するけれど、國會法に依て貴族院の障礙を排除したる事、

與つて多きに居るのである。然し貴族院の憲法上の権能を滅殺する事に對して英國多數に異議はなかつたけれど、同院が夫の如く特權を剝奪せられて、殆ど不具同様の地位に墮落し、動もすれば黨派心に驅られて急激に流れ易き庶民院の傾向を牽制し、健全にして中庸を得たる輿論を表明す可き憲法上の権能までも失墜する事には賛成しなかつたのである。即ち貴族院改革—改造の急要は英國政界の宿題であつたのであるが、前述の如く、英國は大戦前後各般の大問題に忙殺せられて、遂に一九一七年ロイド・ジョージの貴族院改革評議會の任命を見る迄、此の問題は閑却せられた次第である。

貴族院改革評議會が宰相ロイド・ジョージから調査と報告とを附託せられた事項は

- (一)改革後の貴族院が行使す可き立法權の性質並びに權限
- (二)上下兩院間の異議を調和す可き最良の方法
- (三)貴族院が貴族院に適當なる權能を公正に行使す可きやう將來構成せらるゝに就て願はしき變革

の三點であつた。要するに、同評議會は立法機關としての貴族院の職權に關する一切の事を審査したけれど、社會の一階級としての貴族の權利及び特權に關する事並びに大審院(英國の貴族院は現に一方に於て大審院の職權を行ふ)其他司法機關としての貴族院に關する事は凡て其の附託事項の範圍外として調査せられなかつた。而して同評議會は英國貴族院の歴史並びに從來貴族院改革に關する諸案を参照する事は必要と認めなかつたけれど、現に存する諸外國及び英領各殖民地の上院に關しては、參考の爲充分の調査を積むだ。殊に佛蘭西の公法大家五名に請ふて、同國元老院の組織構造に就て精細なる調査資料を得たのである。

貴族院改革評議會が貴族院改革に對して結局到達したる考案は、同報告書第二部として別に提示せられたれども、其れは余の重きを措く所ではない。余の茲に讀者に紹介せむと欲するは、評議會が右の考案に到達せし迄の調査研究の徑路と議事の間に見出せられたる會員の貴族院改革に對する政治的意見に在るのである。

(四)

貴族院改革評議會は先づ各會員が何程迄(一)貴族院の適當なる權能に就て、(二)貴

族院を構成す可き要素に就て、(三)貴族院が英國憲法上占む可き地位に就て、一致せるやを考量したのであるが、左記の諸點に於て一致點が發見せられたのである。

(一)貴族院の適當なる權能に就て一致を見たるは、(イ)庶民院から回送せられたる議案の審査及び訂正、此の權能は下院の議事幅濶の今日一層必要となつて來た。

(ロ)容易に庶民院を通過する見込ある比較的議論の少なき題目に關する議案の發案。(ハ)一法案を通過せしめむとするに方つて、之に對する國民の意見を適當に盡さしむる範圍内に於て猶豫を興る事、若し該法案が憲法の原理に關するか、或は新らしき立法の主義を開くか、或は之に對する一國の議論が等分せられたる場合に於ては、這般の猶豫を興ふることが殊に必要である。(ニ)下院が今日の如く煩忙なる場合に於ては、例へば外交政策に關するが如き重大なる問題に就き、上院に於て充分に且つ自由に討論を盡すの要がある。其の討議も分列投票も行政府の運命に何等の關係なき貴族院に於て行はるるとせば、此の如き討議の效果は一層多大であらう。

(三)貴族院を構成す可き要素に就て一致を見たるは、(1)裁判官、地方行政官、文官、國會議員等各種公職の經驗を有する人。農工商、財政、教育、海陸軍務等の如き國民生活の重要なる各部分に對して専門の知識を具ふる人。外交及び殖民地に關するが如き所謂帝國問題に就て特種の知識を具ふる人。(2)下院議員の候補者として立ち、下院議員たるに伴ふ劇務に堪ゆるだけの健康を有せざるも、上院議員として國政に盡瘁するに堪ゆる人。(3)極端なる黨人に非ずして、冷靜にして、比較的政黨の偏見を脱して、政治問題を判斷するを得る幾分の人物。是等は貴族院を組織す可き要素として一致せられた。

(三)貴族院が英國憲法上占む可き地位に就ては、左の諸點に於て各員間の一致を見たのである。

上院は下院と均等の權力を有してはならぬ。又下院の競争者たることを目的としてはならぬ。殊に上院は内閣を造り、又は之を廢するの權力、並びに財政を取扱ふに就て、下院と均等の權利を有してはならぬ。此の事たる久しき間の慣習及び傳説に依て定まれるのみならず、内閣をして下院支持の下に立たしめて、上院にも内閣を廢する下院同様の權力を與へむか、之が爲及ぶ可き影響の重大なる英國

憲法の形式に依ても亦定まつて居る所である。貴族院は全體としての國民の精神及び見解を決定することを目的とせねばならぬ。而して人民の意思に反對せざるやう努めて、只だ人民の意思が適當に表明せられたるとき、之に効果を與へて、人民に對して充分の責任を負はねばならぬ。

尙ほ評議會は貴族院が一定の政見に拘泥せざるやう、又黨派心の爲に動かされざるやう注意せざる可らざる事に就て一致し、次に貴族院議員が各自の人格、識見、經歷等から國民に對する無形の權威を有することを承認した。貴族院は須らく此の權威を行ひ、殊に其が黨派心に比して優越せることを示し、其の討論に依て人民を啓發し、之を動かすことを努めねばならぬ。而して人民の意見未だ充分に定まらざる重要な政策に就て、適當なる機會に於て其の再考を求むる資格ある者なることを人民をして承認せしめねばならぬ。最後に評議會は新たに組織せらるゝ貴族院と從來の貴族院との間に充分系統を保持して、其の間に急激なる變革の行はれざることを、却て新貴族院の權威を高め、漸次に成長したる英國憲法の進歩と一致す可く、同時に舊院の最良なる傳説を新院に保持する所以なる可しとの點

に於て意見の一致を見たのである。

(五)

貴族院改革評議會は其の附託せられたる前掲三項目の中、貴族院の構成に關する問題から調査を開始したのであるが、其れは此の點が最も議論の岐るゝ最も困難なる問題であつたからである。現貴族院と新たに組織せらるゝ貴族院との間に系統を保持す可しとは、上記の如く會員一般から承認せられた主義であるから、新貴族院の一部分は現貴族院議員中から採用せらる可しとせられた。夫れから新貴族院の勢力に取て三個の重大なる要件は、貴族院が其の背後に人民の權威を負ふ可き事と、貴族院は英國臣民の全體に向て自由に平等に解放せらる可き事と、貴族院は人民の思考及び精神に對して責任を負ふ可き事であるから、隨て貴族院の大多數は人民の權威を享受す可きやう選舉せられねばならぬと定められた。次に評議會は財産資格の制限を基礎とする貴族院を有することにも、被選人に財産資格を置くことにも反對し、尙ほ貴族院議員をば例へば公職に在りし人と云ふが如き一定の範疇内から選任す可しとの所論にも賛成しなかつた。かくて評議

會は新貴族院に優勢なる地位を占む可き人民を基礎とする構成分子を選擧する五個の方案に就て審査の歩を進めたのである。

(一)國王の名に依り國務大臣の手に於て貴族院議員を選任す可しこの方案は、被選者の適否に對する保證なき事と、政黨に利用せらる可し等の理由からして、賛成者を得なかつた。

(二)庶民院と同一選舉人に依て直接貴族院議員を選擧す可しこの方案は人民に對して直接責任を負ひ、且其の背後に人民の意思でふ重力を加へ、隨て人民の信任を受け、併かも其の意見と思想とを反射す可く直接人民より選出せらるゝのであるから、評議會中有力なる賛成者があつた。此の方案に對する反對論の要旨は、庶民院と同一選舉人に依て選擧せられたる議會は庶民院の競争者となり、庶民院と均しく人民から直接のマンデートを有するが故隨て庶民院と同一なる財政上の權利を要求するに至るであらう。是れは前述の貴族院の本分に反するものである。即ち貴族院の特色を失ひて、結局庶民院と同一の形態を具する事となるであらう。内閣は上下兩院の何れに對しても責任を負はねばならぬことになるであ

らう。夫れから上院は人氣の少ないだけ下院に擧げられない殘餘の人物の府となるか、或は反對に、任期が長い爲希望者が多くて却て有力なる議會となるであらう。是等の反對論から、此の方案は廢棄せられた。

(三)州議會及び County borough の議會の如き地方議會の代表者から成る所謂選舉會 (electoral colleges) の手に依て、地方に勢力あり、實際政治に經驗ある人物を擧げしめたならば、多くの費用を要せず、且直接選舉に伴ふ黨派の弊害もなくして、優良の人士を得るであらうとの方策は、多くの賛成者を得たのであるが、反對論も亦少なくなかつた。其の反對意見を擧ぐれば、此の方案は從來非政黨的に行はれ來つた地方議會の選舉に黨派的色彩を加へしめ、隨て其の選舉は地方事業に適するや否やと云ふことよりも、其の候補者の政治的意見の如何に依て争はるゝに至るであらう。而して地方議會の效果は擧がらないことになるであらう。元來地方議會の議員は一國の政治と多くの交渉なき業務に對して選擧せられたる人々であるのにこれに貴族院議員を選擧すると云ふ全く筋違の業務を負はしむる、何等の堅實なる理由ある可らず云々。かくて反對論が結局勝利を占めたのである。

(四)兩院議員から成る常設委員會(二十人を超ゆ可らず)の手に貴族或は貴族以外から貴族院議員を選擧せしむ可し(委員の選出には詳細なる規定がある)との方案は數多の賛成者があつたけれど、會員の多數は今少し廣汎なる基礎の上に貴族院議員を選擧するの必要を認め、選擧團體は出来る丈け人民を代表したるものでなければならぬと唱へて、此の方案も亦廢棄せられた。

(六)

(五)庶民院をして選擧せしむる方案。是れには二個の方法がある。庶民院が貴族院を選擧する爲、一團となつて投票するか、或は庶民院が數團體に分たれて、各團體をして貴族院議員の一定の數を選出せしむるのである。庶民院全體が一團となつて選擧することになれば、純然たる黨派の争が起り、被選者の人物如何は顧みられずして、政黨幹部の手に依て黨派的誓言若くは黨派的勤功の上から選出せらるゝに至るであらうと云ふので、前者の方法には反對者が多かつた。比例投票も此の如く多數の候補者の場合には有効であるまい、隨て以上の反對論を打消すに足らないと思考せられた。故に此の如き選擧法は國民が希望するが如き底の貴族院を造ることが出来ないであらう。

之に反して、庶民院議員が一國を大きく區劃した一定の地區を代表する團體に分けられ、彼等が適當と信ずる貴族院議員を選擧す可く、各團體がそれ／＼會合するならば、上に述べた如き危險の發生する場合が少ないであらう。是等の團體を組織する下院議員は、彼等自身が選出せられた其の地方の必要と願望とを最も好く代表する人物を知つて居る筈であるから、彼等は庶民院全體としては庶幾する能はざる選舉區に對する責任の觀念の下に行動するであらう。友誼的に討論し協和するに差支ない程の人數會合して、各政黨を代表する人物を選ぶ可く、而して活潑なる政黨政治には適せざるも、公正不偏の精神を以て政治問題を取扱ふ資格ある人士の爲に貴族院の議席を留保するであらう。

此の第二方案は庶民院全體が一團となつて貴族院議員を選擧すると云ふ第一方案に比しては、明かに優れて居るけれど、此の方案を前記の兩院議員から成る委員會の手に依て選擧する方案と比較して何れを採る可きやと云ふ段になつて、後者の賛成側は少數意見を記録に止めむことを要請して、左の如き反對理由を陳述

した。

庶民院議員の諸團體が、貴族院に要する附屬性を有し、或は貴族院に賦課せられたる機能を好く行使す可き人物の團體を選出することは恐らく出来ないであらう。必然黨人たる人に依て選出せられたる貴族院議員に向て黨派心から脱却せむことを求むるは、恐らく期待せられない事であらう。彼等は勢殆ど黨人として選舉せられたのであるから、自から政黨の拘束を感ずるであらう。其は兎に角此の如き仕組は最も面白からざる種類の請託取引を導くであらうと懸念せらるゝ。と左様是等の反對側は論ずるのである。選舉人の極少數が、比例的機關に依て貴族院議員を選舉し得ることになるのであるから、其の人物が卓越して居るからとか、若くは貴族院の政務に參與するに適して居るとか云ふことは問はれないで、政治上若くは金錢上政黨に盡した功勞に酬ゆる爲めとか甚だしきは個人の友誼上から選舉するに至るが如き勢に往々立至るであらう。若し貴族院が庶民院議員の候補者を擧ぐる政黨の團體に向て開放せられたならば、貴族院の席は政黨候補者の遺縁に依て左右せられたり、或は場合に依ては、其の政黨に取て有用で活動

する人物を以て既に人望の衰へた人と代らしめ、從て其人を祭り込むたりするやうになるであらう。反對側は又凡ゆる是等種々雜多の形を呈する交渉に就て、各種の方面から獲られたる多額の基金に依て支持せらるゝ政黨の組織は從來よりも一層大なる勢力を揮うであらうことを恐れた。彼等は尙ほ主張した、若し貴族院の權能及び地位が評議會の賦課することに決した如きものとするならば、貴族院は性質上庶民院と異つて、其の競争者たるが如きものであつてはならぬ。故に庶民院にもつ冠せて庶民院の權威の基礎たる同一の選舉主義に因つて立つけれど、然し其の權威の程度が低く、且甚だしく批評を招くが如き機關を通じて行動するやうな貴族院を設けることは賢明でない、庶民院に依て造られるものであるから、夫れに對して充分なる牽制を加ふることは出来ない云々。

是等の反對論に對して、選舉團體として選ばれたる庶民院議員等の各自選舉人に對する又、貴族院議員選出の爲彼等が代表する一層大なる區域の選舉人に對する責任は、反對側が恐るゝ黨派心を抑制す可しと論駁せられた。是等の選舉團體は高き政見を有する人を選出することに努め、又地方的精神を研究することに努

むるであらう。此の如くして彼等は政黨の幹事及び院内幹事の支配に服従せざる可く、而して彼等の責任は憂慮せらるゝが如き一種曖昧なる勢力の發揮に對する保障を與るであらう。彼等は又論ずらく、此の如き腐敗性なる政治的勢力の中心が存在すると想定して、其の勢力が(四)に提唱せらるゝ上下兩院の選舉會に及ぼす所は、茲に唱道せらるゝ比較的大なる選舉團體に及ぼす所と異なる所あらざる可きは視易き道理ではないか。上院をして下院の競争者たらざらしめむが爲、兩院間の職權に相違を設くる主義の必要に就ては、彼等は反對側と同意見であつた。彼等は此の主義をば、庶民院の選舉を基礎とする貴族院の間接代表の性質、並びに全體としての此の方案の特色たる下文に詳述せらる可き他の相違點即ち任期の長き事、異つたる立法權及び財政權、議員數の少なき事等に發見したのである。是等の議論に動かされて、貴族院改革評議會の多數は、地方的區劃によつて結合せられたる庶民院議員の團體の手に貴族院議員を選舉する方案に賛成したのである。(未完)

ジョン・ロックの哲學と其經濟學説との交渉 (二)

高橋 誠 一 郎

三

近世哲學の始祖 René Descartes は思想と現體、心意と物質との對立を和解することを肯定し且つ企圖したり。本質は其存在の爲に他の何物をも要せずして存在する所のものなり。斯くの如き最高無限の意義に於ては神は唯一の本質なり。然るに二個の創造せられたる本質、思维的及び有體的本質、心意及び物質は有限的意義に於ける本質たるに過ぎず。彼等は其存在に對して獨り神の協力を必要とするものなりとの一般概念の下に理解せらる可きものなり。容性、即ち空間を満すの性質及び意識 (extensio 及び cogitatio) は其究竟單一、本原の屬性なり。總て在るものは空間的なるか或は意識的なるかの孰れかなり。即ち是等二個の本原的實位は離接的に關聯す。思想は純正に内的のものにして單に自我に屬し、容性は外